

特記仕様書

工事名称 鐘撞堂横建物解体工事

工事場所 三原市本町三丁目

工事内容 鐘撞堂横建物及び付属倉庫を解体する。

[工事概要]

(1) 住宅

- ・木造平屋建て
- ・床面積 65㎡

(2) 付属倉庫

- ・木造平屋建て
- ・床面積 10㎡

準 則 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書(各 令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修)に基づき施工する。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・消防法、同施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設業法、同施行令、同施行規則
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・石綿障害予防規則
- ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の大意を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。
商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。
設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和6年9月5日をもって工期とする。
このうち検査期間として13日間を見込んでいます。

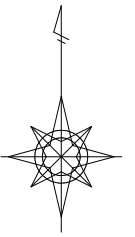
留意事項

- ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工地上必要とされる事は工事範囲とする。
- ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・本工事は「三原市週休2日工事等実施要領」(令和6年4月1日制定)の対象工事とする。
- ・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。

- ・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。
- ・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。
- ・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて中和を行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算により責任を持って決定し、計画通りに施工すること。仮設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・足場については、交差筋交い及び外部シートとは別に、高さ15センチメートル以上の幅木を外部・内部の両側に設置すること。（※労働安全衛生法の基準以上の足場とし、安全に配慮する。）
- ・外部足場等に過剰な宣伝広告はしないこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・石綿含有建材の調査（書面及び目視調査、検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・工事着手前までに石綿含有建材の事前調査結果を書面にまとめて発注者に対し説明を行い、労働基準監督署及び所轄官庁へ報告すること。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・石綿含有分析調査は試料採取と分析調査費を含む。分析は定性及び定量（JIS A 1481-1及びJIS A 1481-3による。含有の場合は、含有する層の判定も行う。）について1検体を見込んでいる。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（最新版）に基づくこと。
- ・家電リサイクル法又はフロン排出抑制法に関する機器等の処分については、当該法律に基づき適正に行うこと。
- ・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生

した場合は受注者の負担とする。

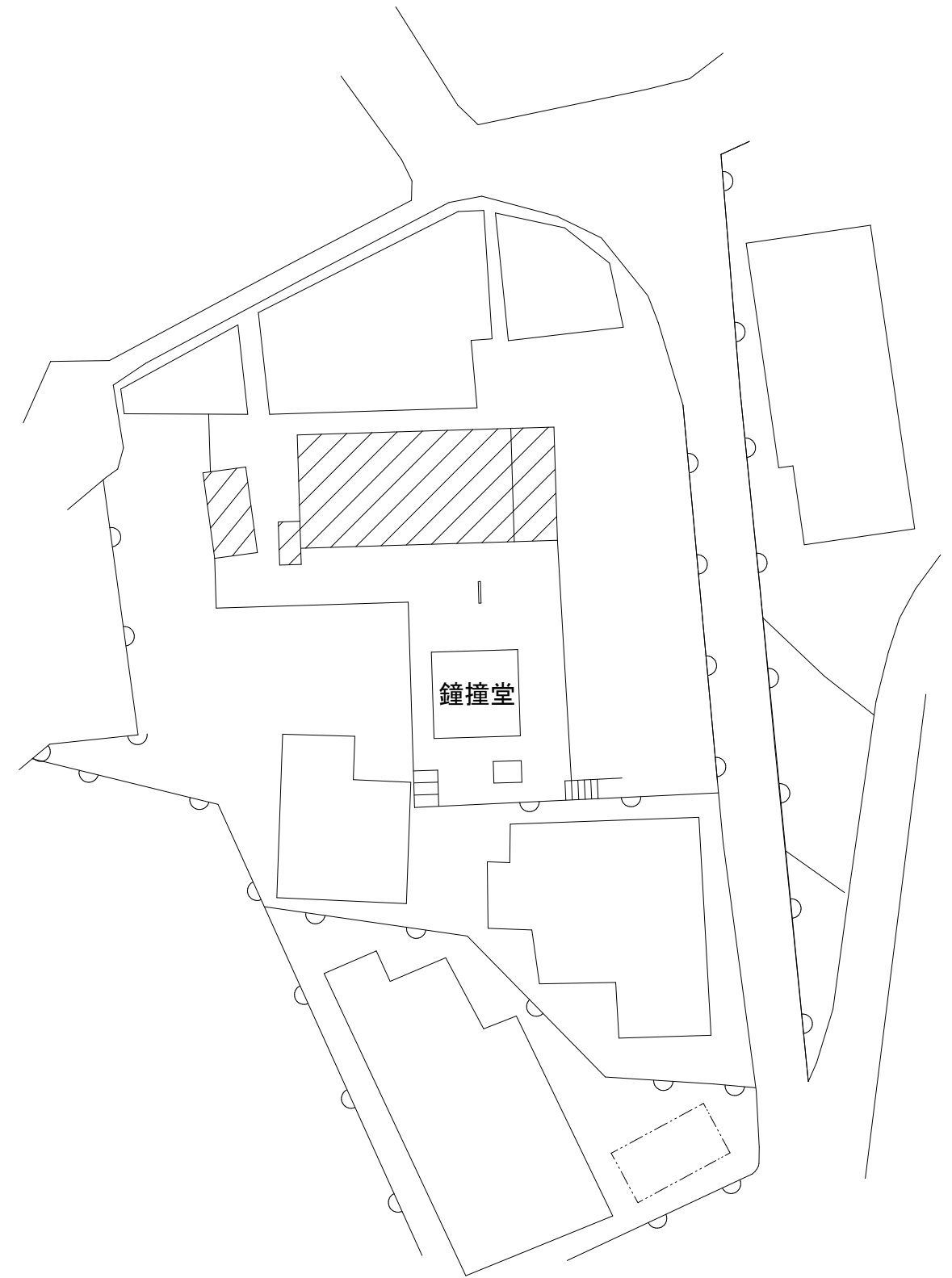
- ・ 近隣工事の完成時期に合わせ、6月中旬以降に現地での工事着手となるよう計画すること。



工事対象建物



付近見取図 No Scale



(現況) 配置図 SCALE 1/200



解体建物を示す



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

鐘撞堂横建物解体工事

図面名称

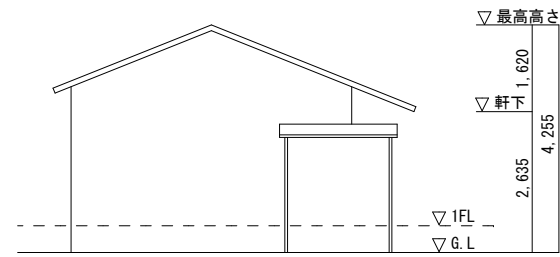
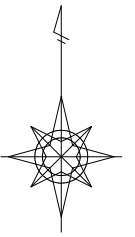
付近見取図
(現況)配置図

縮尺

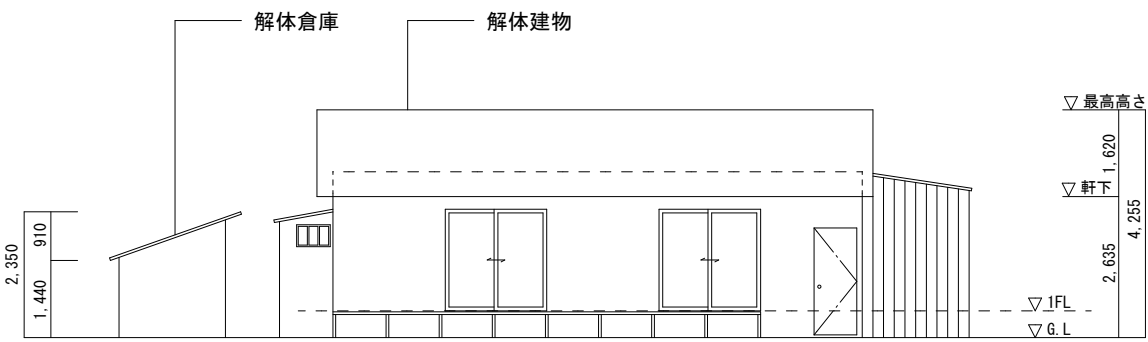
No
Scale
1/200

図面番号

A-01



西側立面図 S=1/200



南側立面図 S=1/200



配置図 A=1/100

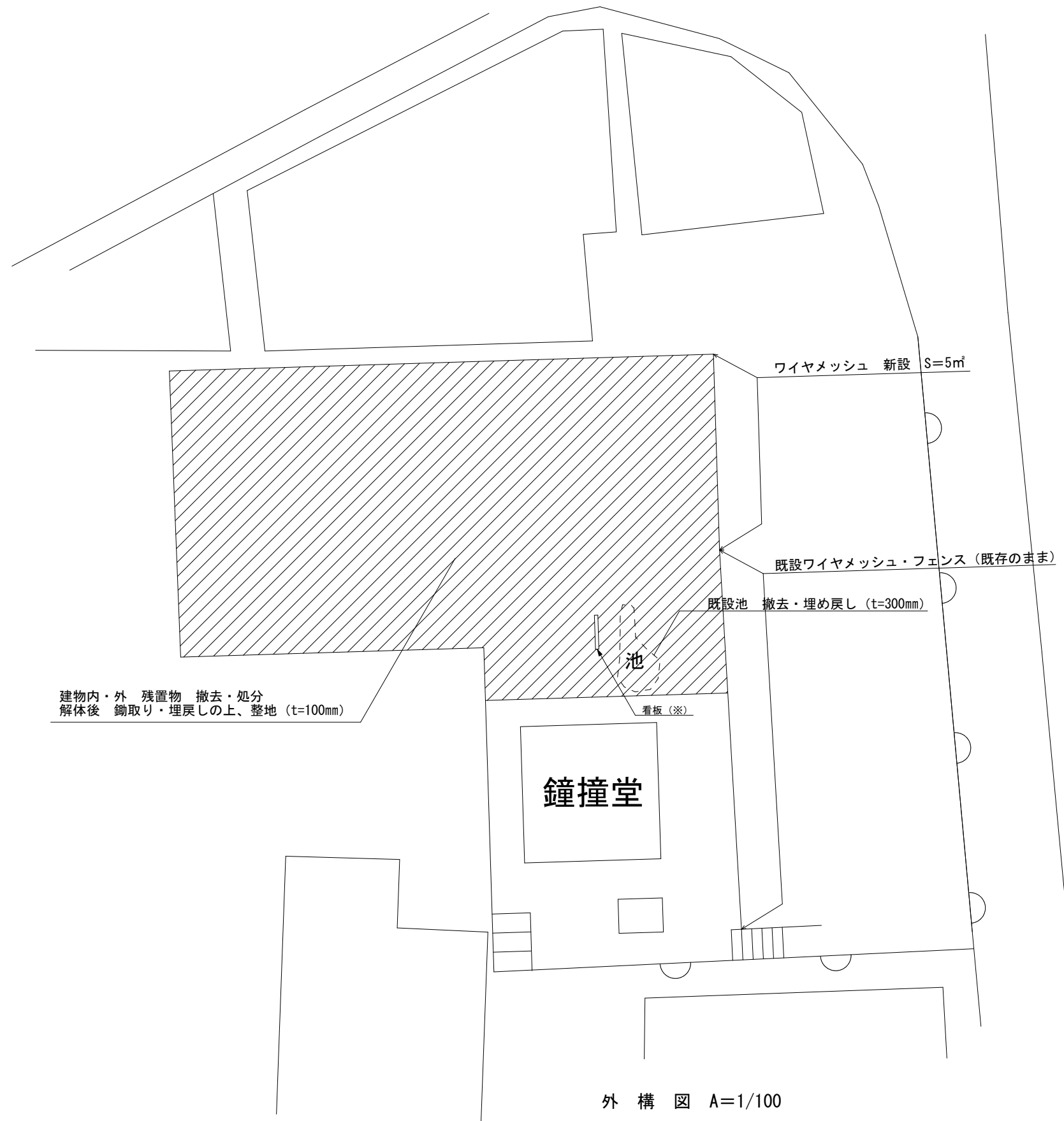
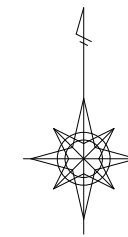
解体建物を示す



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
						鐘撞堂横建物解体工事	配置図立面図	1/100 1/200	A-02



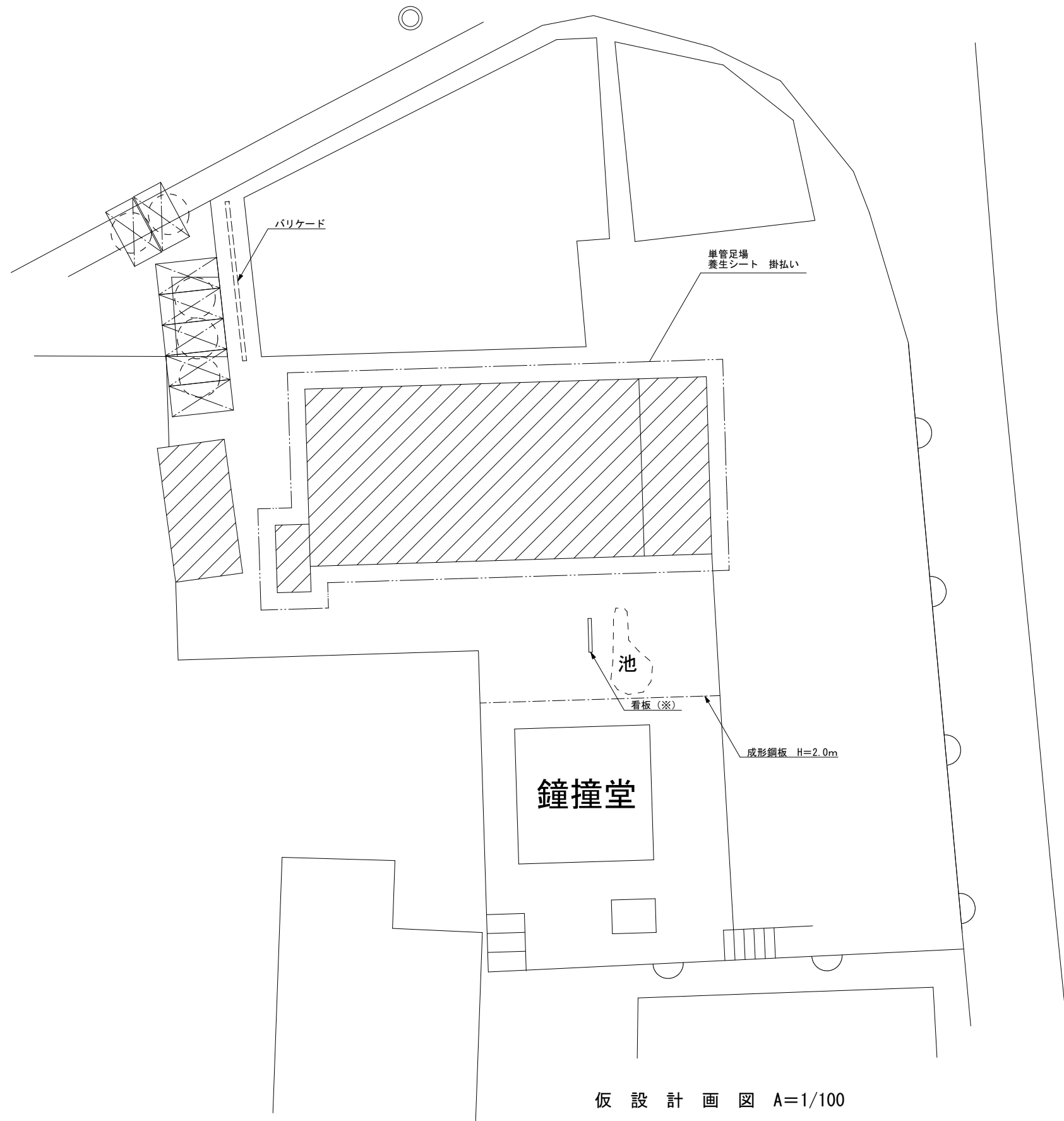
外 構 図 A=1/100

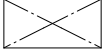
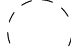

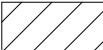
※三原市教育委員会が管理しており、確実に養生して作業を行うこと。



三原市役所
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
						鐘撞堂横建物解体工事	外構図	1/100	A-03



-  鉄板敷き t=22mm
-  大型土嚢
-  交通誘導員
-  解体建物を示す

仮設計画図 A=1/100

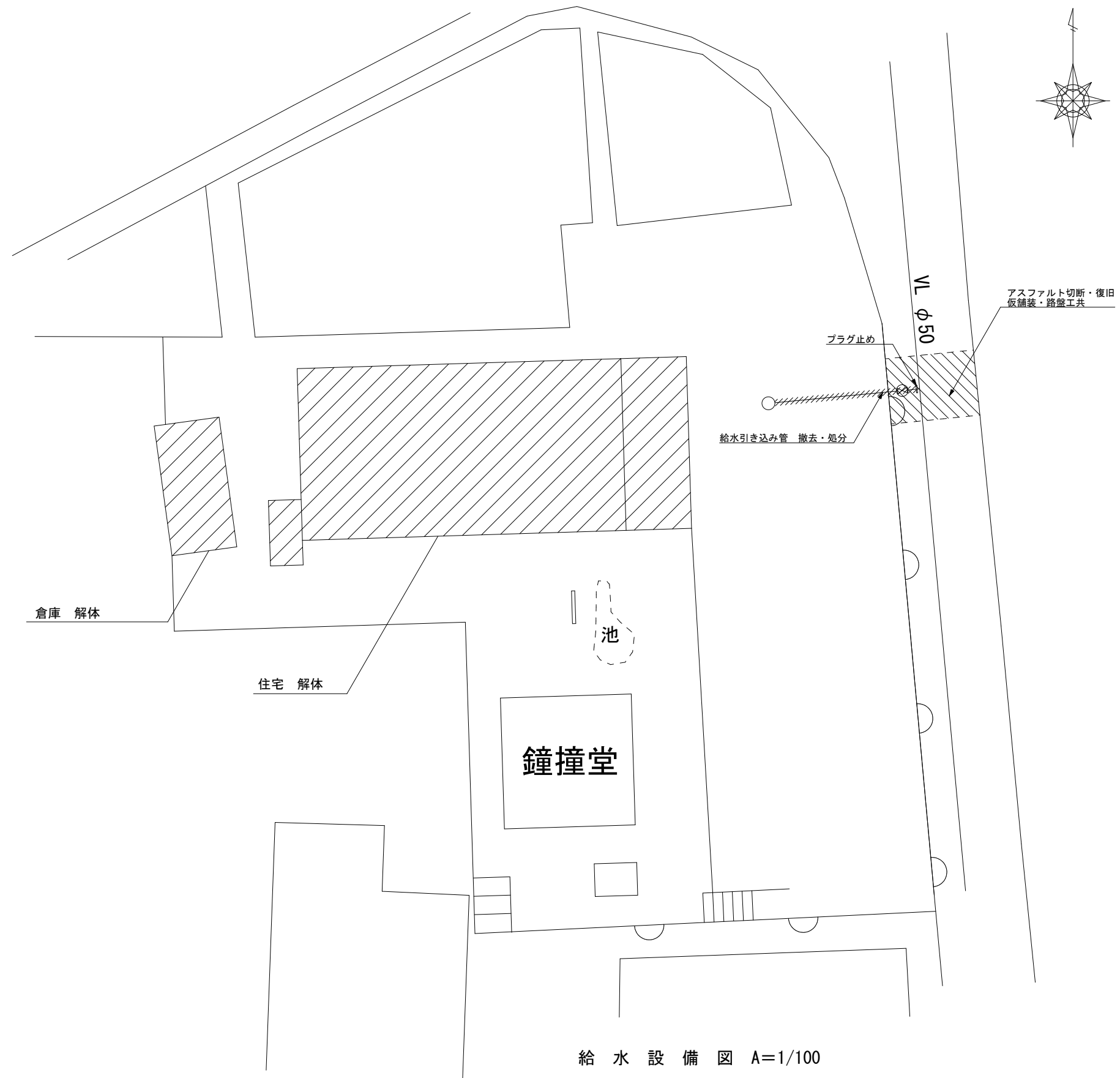
※三原市教育委員会が管理しており、確実に養生して作業を行うこと。




三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
						鐘撞堂横建物解体工事	仮設計画図(参考図)	1/100	A-04



給水設備図 A=1/100

 解体建物を示す



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
						鐘撞堂横建物解体工事	給水設備図	1/100	M-01

参考数量書

工事名称 鐘撞堂横建物解体工事

工事場所 三原市本町三丁目

[工事概要]

用途, 構造, 面積	住宅, 木造平屋, 延床面積75㎡	
工事範囲	解体工事一式	
別途工事	無し	
工期	契約締結日の翌日 ~ 令和6年9月5日	
一般事項		
《工事予算内訳》	合計金額	
〈内訳〉		
区分	金額	概要
設計金額		
消費税額		
合計金額		

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		

建築工事 細目別内訳

鐘撞堂横建物		解体				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
屋根 解体		65	m ²			
建屋 解体	付属倉庫共	75	m ²			
内部造作材 撤去		65	m ²			
廃材運搬費	木くず	17.2	m ³			
既設池 撤去	モルタル部 ハンドブレーカー	0.4	m ³			
すきとり	深さ10cm	5.9	m ³			
積込	土壁・すきとり土	14.9	m ³			
廃材運搬費	土壁・すきとり土	14.9	m ³			
廃材運搬費	瓦等	8.4	m ³			
廃材処分費	木くず	17.2	m ³			
廃材処分費	瓦等	8.4	m ³			
廃材処分費	壁土・土砂	14.9	m ³			
計						

機械設備工事 細目別内訳

鐘撞堂横建物		給水設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
根切り		3	m ³			
給水引き込み管 撤去・処分	分岐プラグ止め VLP50×φ20mm	1	か所			
埋戻し	人力 入替	3	m ³			
残土処分	運搬・搬出処理	3	m ³			
アスファルト切断	t = 5cm×15m 影響部共	1	式			
アスファルト仮舗装	t = 3cm 1.6 ≤ W ≤ 2.4	3	m ²			
アスファルト本舗装	t = 5cm 1.6 ≤ W ≤ 2.4	6	m ²			
路盤工	t = 15cm	3	m ²			
運搬費		1	式			
申請手数料		1	式			
計						

